

新ひだか町産後ケア事業のご案内

新ひだか町では、産後の身体の回復と心の安定が促されるよう、町が委託する医療機関（以下「実施機関」）で行う産後ケア事業（乳房マッサージや授乳・子育て相談）の費用を助成します。

1. 対象者 新ひだか町に住民票がある産後1年未満の産婦さん及び赤ちゃん
ただし、医療行為を必要とする場合は除きます。

2. 実施機関 新ひだか町立静内病院 助産師外来（電話：0146-42-0181）

3. 相談内容

- ・もっと母乳分泌を増やしたい！おっぱいが痛くなってきた・・・ 乳房マッサージ
- ・産後体が本調子に戻らない、疲れが取れない・・・ 産後の心身の疲れや回復の相談
- ・産後気持ちの浮き沈みが激しい・・・ 気持ちの落ち込みや不安に関する相談
- ・授乳量これで良いの？授乳の姿勢が辛い・・・ 授乳、抱っこ、泣きの対応などに関する相談
- ・赤ちゃんの体重の増えは？他の子と比べて発達が心配・・・ 赤ちゃんの発育や発達に関する相談

4. 回数・料金 対象となる産婦さんとその赤ちゃん1組につき5回 **無料**です！
※双子の場合は10回利用可能です

5. 里帰り中の利用

里帰り先で産後ケアを利用する場合は、一度全額自己負担となります。当町に戻られたあとに申請していただくことで、助成金額分を払い戻す対応となります。（最大助成額：1回2,000円）
里帰り先での利用を希望される場合は、一度保健福祉センターまでご連絡ください♪

6. 利用までの流れ

- ① 電話、窓口または保健師の訪問時に申請してください。申請書を記載します。（電話の場合は、代理記載可能）
- ② 申請内容を確認し、「新ひだか町産後ケア事業利用票（以下「利用票）」を交付します。
- ③ 新ひだか町立静内病院に直接連絡をとり、予約をしてください。
ご利用の際は、利用票と親子（母子）健康手帳を一緒に提出してください。

【申請・問い合わせ先】

- 新ひだか町保健福祉センター（電話：0146-42-1287）
新ひだか町静内緑町4丁目5番1号

【申請窓口】

- 三石庁舎地域振興課（新ひだか町三石本町212番地）

